

令和3年（行々）第2号 執行停止申立事件

申立人 x1 外13名

相手方 国

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書

(疎丙1~94号証)

令和3年4月30日

大阪高等裁判所第6民事部C係 御中

参加人代理人 弁護士 小原正敏

弁護士 田中宏

弁護士 西出智幸

弁護士 神原浩

弁護士 原井大介

弁護士 森拓也

弁護士 辰田淳

弁護士 畑 井 雅 史

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

弁護士 持 田 陽 一

号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
疎丙 1	判決（抜粋）		写し R3. 3. 12	佐賀地方裁判所	佐賀地方裁判所が平成25年（行ウ）第13号玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件について「地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)が、地震規模を設定するに当たり経験式を用いるしながら、他方で、経験式そのものないし経験式から得られる数値（平均値）を修正して地震規模を設定するという、一旦採用した経験式を無視した恣意的な操作が可能となるような考慮をすることを求めていると解することはできない」などと判示していること
疎丙 2	決定		写し H11. 8. 2	東京高等裁判所	建築確認処分の執行停止が求められた事案で、東京高裁は、「本件建物に火災等が発生した場合、消火活動に支障がある結果、延焼により、相手方の生命、身体、財産に被害が生ずるおそれがある」と指摘しつつ、「しかしながら、右の損害は、本件処分の効力が停止されなかった場合に直ちに発生するものでも、本件処分の効力が停止されなかつた結果、本件建物の建築工事が続行され、本件建物が完成し、共同住宅として使用された場合に直ちに発生するものではなく、本件建物に火災等が発生して初めて現実化するものであり・・・本件建物に火災等が発生しない限り、右のような被害は現実化することも、そのおそれが具体化することもないのである」と判示していること

疎丙 3	決定	写し	S53. 9. 14	札幌地方裁判所	消防法11条による発電所移送取扱所設置許可処分の執行停止が求められた事案で、札幌地裁は、「・・・震度六以上の大地震の発生については、それが将来において絶対無いとは断定できないことはもちろんであるが、しかし、そのような大地震が、伊達地方に極めて近い将来発生することの蓋然性は、本件全疎明資料によるもこれを認めることはできないから、結局、この点につき回復困難な損害を避けるため緊急の必要性があるということはできない」と判示していること
疎丙 4	判決	写し	H30. 7. 4	名古屋高等裁判所金沢支部	名古屋高等裁判所金沢支部が平成26年(ネ)第126号大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件について言い渡した判決の内容 なお、上記判決のうち、当事者目録部分(199~217頁)は除いている。
疎丙 5	大飯発電所3号機及び4号機における耐震安全性について	写し	H29. 6. 19	参加人 原子力事業本部プラント・保全技術グループ チーフマネジャー 西田泰信	参加人の耐震安全性の確保に関する考え方
疎丙 6	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書	写し	H29. 5. 24	原子力規制委員会	大飯発電所3号機及び4号機(以下、「本件発電所」という)が、新規制基準適合性審査において、原子力規制委員会の審査を経た上で、原子炉設置変更許可を受けていること

疎丙 7	関西電力（株）大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する審査書	写し	H24. 2. 13	原子力安全・保安院	「設備等の応答評価の段階では、入力する地震動に対して応答を大きく算出するような評価方法、評価条件が採用されていることに、また、許容限界の設定の段階では、実際に機能喪失する限界に対して相当の裕度をもった限界が設定されていることに、保守性が存在する」（27頁）とされていること等
疎丙 8	原子力発電施設耐震信頼性実証試験の概要	写し	H18. 11	独立行政法人 原子力安全基盤機構 規格基準部	多度津工学試験センターにおいて、大型高性能振動台を用いて、原子力発電所の実機を模擬した試験体に対して実施された振動実験（原子力発電施設耐震信頼性実証試験）の概要
疎丙 9	原子力安全白書 (平成19・20年版)（抜粋）	写し	H21. 3. 31	原子力安全委員会	新潟県中越沖地震によって、柏崎刈羽原子力発電所の重要な施設の健全性に特段の問題は確認されておらず、国際原子力機関（IAEA）の調査報告書によると、「安全に関連する構造、システム及び機器は大地震であったにも関わらず、予想より非常に良い状態であり、目に見える損害はなかった。この理由として、設計プロセスの様々な段階で設計余裕が加えられていることに起因していると考えられる」とされていること
疎丙 10	大飯発電所3号機安全性向上評価（第1回）届出書（抜粋）	写し	R2. 1	参加人	参加人が、本件発電所3号機の地震に係るクリフエッジ（それを超えると炉心損傷に至る可能性が生じる地震動のレベル）は1.26G（1235ガル）と評価したこと

疎丙 11	大飯発電所4号機安全性向上評価（第1回）届出書（抜粋）	写し	R2. 4	参加人	参加人が、本件発電所4号機の地震に係るクリフエッジ（それを超えると炉心損傷に至る可能性が生じる地震動のレベル）は1.26G（1235ガル）と評価したこと
疎丙 12	日本で実施される「既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価」についての原子力安全・保安院（NISA）のアプローチをレビューするためのIAEAミッション	写し	H24	原子力安全・保安院	HCLPFは、日本のみならず海外でも、原子力発電所の耐震安全性評価の指標として用いられている一般的な指標であること
疎丙 13	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて	写し	R3. 1. 10	電気事業連合会	電気事業連合会が、令和3年1月10日及び12日の2回、節電要請を行ったこと
疎丙 14	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて（続報）	写し	R3. 1. 12	電気事業連合会	電気事業連合会が、令和3年1月10日及び12日の2回、節電要請を行ったこと
疎丙 15	電力の需給状況と節電へのご協力のお願いについて	写し	R3. 1. 10	参加人 関西電力送配電株式会社	参加人及び関西電力送配電株式会社は、火力・水力の増出力運転、自家発電保有事業者への増発依頼等を行ったこと
疎丙 16	今冬の電力需給ひつ迫時の広域機関の対応	写し	R3. 3. 1	電力広域的運営推進機関	令和2年12月15日から令和3年1月16日までの間に、関西電力送配電株式会社は合計94回、他社から需給状況改善のために電力の供給を受けることとなったこと
疎丙 17	平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会最終報告（概要）	写し	H30. 12. 19	平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会	北海道胆振東部地震の際には、ブラックアウトから全面復旧まで45時間程度を要したこと
疎丙 18	万一の際の備えとしての計画停電の考え方について	写し	H30. 7. 10	電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関が、（広域）停電に至らないよう、万が一の備えとして計画停電（部分的な停電）を検討していること

疎丙 19	万が一の備えとしての計画停電の準備について	写し	H30. 7. 10	関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社が、(広域) 停電に至らないよう、万が一の備えとして計画停電（部分的な停電）を検討していること
疎丙 20	2021年度供給計画の取りまとめ	写し	R3. 3	電力広域的運営推進機関	<p>関西エリアにおいては、応援融通（他電力からの電力の融通）を受けることができたとしても、令和3年7月の予備率（想定される需要に対する供給予備力）は9.2%，令和4年2月の予備率はわずか5.8%であるという見通しが示されていること。</p> <p>また、仮に応援融通を受けることができない場合には、令和3年7月の予備率は1.9%，同年8月は1.7%，令和4年2月の予備率はマイナス0.2%であるという見通しが示されていること</p>
疎丙 21	2021年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見について	写し	R3. 3. 31	電力広域的運営推進機関	<p>電力広域的運営推進機関は、経済産業大臣に対して以下の意見を述べていること</p> <p>「本機関が実施した2021年度冬季の需給変動リスク分析でも厳気象H1需要（過去10年間で最も猛暑・厳寒だった年度並みの気象条件で想定した需要）に対して、ほとんどのエリアで2022年2月は予備率3%を下回」る、 「2021年7月の需給バランスにおいても厳気象H1需要に対して全国的に予備率3.4%となっており、からうじて適正予備率3.0%を確保した程度であり、予断を許さない状況である。国においても、需要家に対する節電などをどのように実施していくか、需給ひっ迫の備えについて検討が期待される。」</p>

疎丙 22	関西電力株式会社所 有の原子力発電所一 覧	写し	R3. 4. 28	参加人	参加人の各原子力発電所の 電気出力
疎丙 23	2020年度第3四半期 決算説明資料	写し	R3. 1. 29	参加人	参加人の原子力発電所の利 用率 1%分の発電を、火力発 電で代替した場合における、 参加人の支出の増加分
疎丙 24	大飯発電所 発電用 原子炉設置許可申請 書（3, 4号炉完 本）（抜粋）	写し	R2. 1	参加人	<p>参加人が、本件発電所につい て、設置許可基準規則の規定 を踏まえ、設計基準事故等の 発生及び拡大防止対策に係 る規定への適合性並びに重 大事故等の発生及び拡大防 止対策に係る規定への適合 性を確認したこと</p> <p>また、「大飯発電所 発電用原 子炉設置許可申請書（3, 4 号炉完本）」は、申請書本文 と、添付書類一ないし十から なるところ、疎丙 24 号証は、 これらのうち、添付書類六、 八及び十を抜粋したもので ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類六は、本件発電所 における地盤、地震、津波、 火山等の状況について説 明したものである。 ・添付書類八は、本件発電所 の安全設計について説明 したものである。 ・添付書類十は、本件発電所 で事故（設計基準事故等及び 重大事故等）が発生した場合 において当該事故に対処す るために必要な施設及び体 制の整備について説明した ものである。
疎丙 25	核原料物質、核燃料 物質及び原子炉の規 制に関する法律等に 基づく原子力規制委 員会の処分に係る審 査基準等	写し	R2. 11. 18	原子力規制委 員会	新規制基準による審査にお いて用いられる基準等

疎丙 26	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について	写し	H24. 3	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること
疎丙 27	調査と情報第 756 号 「福島第一原発事故と 4 つの事故調査委員会」	写し	H24. 8. 23	国立国会図書館 経済産業調査室・課	政府、民間、東京電力株式会社の各事故調査報告書は、福島第一原子力発電所事故において、地震動によって同発電所の重要機器に機能を損なうような破損が生じたことを認めていないこと等
疎丙 28	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類の改訂等について	写し	H18. 9. 19	原子力安全委員会	平成 18 年の耐震設計審査指針改訂の経緯や改訂後の耐震設計審査指針の内容等（別添 1 が改訂後の耐震設計審査指針である。）
疎丙 29	福島原子力事故調査報告書 添付資料（抜粋）	写し	H24. 6. 20	東京電力株式会社	東京電力株式会社が、東北地方太平洋沖地震時の福島第一原子力発電所各号機の原子炉建屋基礎版上で取得された観測記録の応答スペクトルが、一部の周期帯において基準地震動 S s による応答スペクトルを上回っているものの、概ね同程度と評価していること、及びその観測記録のはぎとり解析結果を踏まえて同社が「解放基盤表面における地震動は、概ね基準地震動 S s と同程度のレベルであったことが確認できる」と結論付けていること
疎丙 30	福島第一原子力発電所事故 その全貌と明日に向けた提言 －学会事故調最終報告書－ (抜粋)	写し	H26. 3. 11	一般社団法人日本原子力学会 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会	日本原子力学会が、他の各事故調の検討結果も踏まえ、最新の情報に基づいて取りまとめた報告書においても、東北地方太平洋沖地震の地震動による、福島第一原子力発電所の安全機能に深刻な影響を与える損傷はなかったと判断されていること

疎丙 31	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書	写し	H26. 10. 8	原子力規制委員会	福島第一原子力発電所事故に関して、原子力規制委員会が、「国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている事項」を対象に検討を進めた結果、福島第一原子力発電所1号機での非常用交流電源系統の機能喪失等は、津波の影響によるものであるとされていること
疎丙 32	原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針	写し	H23. 8. 15	政府（閣議決定）	「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」の内容
疎丙 33	原子力事故再発防止顧問会議 提言（抜粋）	写し	H23. 12. 13	原子力事故再発防止顧問会議	原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方等について政府が専門家の意見を聴くため開催した「原子力事故再発防止顧問会議」の提言の内容
疎丙 34 の1	Report of the International Workshop on Nuclear Safety Regulation	写し	H24. 1頃	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室	国際原子力機関（IAEA）等の国際機関、海外の原子力安全規制組織の関係者等が日本の原子力安全規制に関する制度改革の在り方等について議論を行う「原子力安全規制に関する国際ワークショップ」が開催され、改革に向けた助言が示されたこと、及びその内容
疎丙 34 の2	上記の訳文	写し			
疎丙 35	原子力安全規制の転換 (http://www.cas.go.jp/jp/genpatsuiko/pdf/120106siryou.pdf)	写し	H24. 1. 6	不明（内閣官房ウェブサイトに掲載）	福島第一原子力発電所事故後の原子力安全規制の転換に向けた動き
疎丙 36	原子力規制委員会の組織理念	写し	H25. 1. 9	原子力規制委員会	原子力規制委員会の組織理念の内容

疎丙 37 の1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」	写し	R3.4 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」の会合が、平成24年10月から平成25年6月までの間に23回開催されたこと
疎丙 37 の2	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」名簿	写し	H24.10.25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」(「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」という名称は、平成25年4月の改称前のもの)の構成員
疎丙 37 の3	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」について(案)	写し	H24.10.25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等
疎丙 38 の1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」	写し	R3.4 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の会合が、平成24年11月から平成25年10月までの間に12回開催されたこと
疎丙 38 の2	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」名簿	写し	H24.11.20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の構成員
疎丙 38 の3	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」について	写し	H24.11.20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等
疎丙 39 の1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」	写し	R3.4 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」の会合が、平成24年11月から平成25年6月までの間に13回開催されたこと

疎丙 39 の2	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」構成員	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」（「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」という名称は、平成25年4月の改称前のもの）の構成員
疎丙 39 の3	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」について（案）	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等
疎丙 40	原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聞くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について	写し	H24. 10. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会が新規制基準の制定にあたって意見を聴取する外部有識者については、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められる等の要件が定められていたこと
疎丙 41	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 安全設計審査指針等検討小委員会	「原子力安全基準・指針専門部会」の「安全設計審査指針等検討小委員会」における安全規制に関する検討結果の内容
疎丙 42	原子力安全基準・指針専門部会 第6回 地震・津波関連指針等検討小委員会 議事次第	写し	H23. 10	原子力安全委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会において、IAEAやアメリカの原子力規制機関(U.S.NRC)等による福島第一原子力発電所事故に関する調査報告書等を踏まえた検討が行われていること（「4.配布資料」の参考資料第2号）

疎丙 43	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 地震・津波関連指針等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会における安全規制に関する検討結果の内容
疎丙 44	平成 23 年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～	写し	H24. 2. 16	経済産業省 原子力安全・保安院	「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」（「地震・津波に関する意見聴取会」）における検討状況
疎丙 45	平成 23 年東北地方太平洋沖地震による福島第一及び福島第二原子力発電所の原子炉建屋等への影響・評価について～中間取りまとめ～	写し	H24. 2. 16	経済産業省 原子力安全・保安院	「建築物・構造に関する意見聴取会」における検討状況
疎丙 46	発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対する意見募集の結果について	写し	H25. 4. 3	原子力規制庁 技術基盤課 安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付	新規制基準の骨子案に対する意見公募手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 2 月に実施されたこと、及びその結果等
疎丙 47	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集の結果について（抜粋）	写し	H25. 6. 19	原子力規制庁	新規制基準（内規を含む）に対する意見公募手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 4 月から 5 月にかけて実施されたこと、及びその結果等
疎丙 48	「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対するご意見募集について	写し	H25. 2. 6	原子力規制委員会	新規制基準の制定過程で、骨子案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
疎丙 49 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	新規制基準の案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
疎丙 49 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10		

疎丙 50 の1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に関する内規に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	新規制基準に関する原子力規制委員会の内規案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等
疎丙 50 の2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10		
疎丙 51 の1	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成25年度」	写し	R3. 4 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	本件発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の開催状況（H29. 5. 24 の原子炉設置変更許可がなされるまで）
疎丙 51 の2	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成26年度」	写し	R3. 4 ウェブサイトより取得		
疎丙 51 の3	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成27年度」	写し	R3. 4 ウェブサイトより取得		
疎丙 51 の4	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所 3・4号炉 関連審査会合 平成28年度」	写し	R3. 4 ウェブサイトより取得		
疎丙 52	新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について	写し	H25. 7. 10	原子力規制庁	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開され、資料もウェブサイト等で随時公開されること、及びヒアリングについては議事概要が公開されるとともに、資料もウェブサイト等で随時公開されること
疎丙 53	大飯発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について	写し	H29. 5. 24	原子力規制委員会	本件発電所が、新規制基準適合性審査において、原子力規制委員会の審査を経た上で、原子炉設置変更許可を受けていること等

疎丙 54	地震の基礎知識とそ の観測（抜粋）	写し	H13. 6 (H29. 6 最 終改訂)	岡田義光	プレート間地震（「海溝型地 震」）については、時としてマ グニチュード8級に達する巨 大地震が生起しているのに 対し、内陸地殻内地震（「内 陸型地震」）については、地震の 大きさは通常マグニチュー ド7級どまりであること
疎丙 55	日本の地震活動－被 害地震から見た地域 別の特徴－<第2版 >（抜粋）	写し	H21. 3	地震調査研究 推進本部地震 調査委員会	陸域では、地震を発生させる ような硬さを持つ岩盤が存 在するのは、せいぜい地下15 ～20km程度の深さまでで、そ れより深いところでは、岩盤 に力がかからても急激な破 壊は起こさず、ゆっくり変形 してしまうと考えられてお り、陸域で発生する規模の大 きな地震は、その震源が20km 程度より浅くなること
疎丙 56	地震がわかる！ Q&A	写し	H20. 12	文部科学省 研究開発局 地震・防災研 究課	・硬い地盤（地震波の伝播速 度が速い）から軟らかい地盤 (地震波の伝播速度が遅い) に伝わる際には、地震波の振 幅が増加することから、軟 らかい地盤上の地点では、硬い 岩盤上の地点に比べて大き な揺れ（地震動）になる（地 震動の増幅）こと、 ・活断層は同じ動きを繰り返 し、同様の規模（又はそれ以 下の規模）で、同様の方向に、 繰り返し同じ面（断層面）を 境にしてずれ動くことにな ること
疎丙 57	大飯発電所3号機 工事計画認可申請書 の一部補正について (抜粋)	写し	H29. 6. 26	参加人	本件発電所の3号機におけ る電源車の直接支持構造物 の評価結果
疎丙 58	大飯発電所 地震動 評価について	写し	H28. 2. 19	参加人	本件発電所周辺の「震源特 性」、地震波の「伝播特性」及 び「地盤の増幅特性（サイト 特性）」に関するデータ、その 他本件発電所の新たな基準 地震動の策定に関するデータ等

疎丙 59	陳述書	写し	H28. 10	参加人 土木建築室 土木部長 原口和靖	<ul style="list-style-type: none"> ・上部に軟岩や火山岩、堆積層が厚く分布する地域では、活断層を発見しにくいが、本件発電所敷地周辺はそのような活断層の発見しにくい地域ではないこと、 ・本件発電所敷地周辺のような、活断層が繰り返し活動しており、また、活断層に関連付けられる地震も数多く見られる地域では、地表に現れた活断層の明瞭な痕跡を調査することで活断層を把握できると考えられていること、 ・参加人が、詳細な各種調査によって、震源として考慮する活断層の存在が確認されれば、その存在を明確に否定できる場所（当該断層と連動するような連続した地質構造がないこと）を確認していること等
疎丙 60	高浜発電所・大飯発電所 震源を特定せず策定する地震動についてコメント回答（抜粋）	写し	H26. 1. 24	参加人	本件発電所敷地周辺について、活断層が繰り返し活動していることが確認されており、震源断層が地表地震断層として地表に現れている地域であること
疎丙 61	原子力発電所の耐震安全性	写し	H19. 7	(監修) 原子力安全・保安院 (編集・発行) 独立行政法人原子力安全基盤機構	<p>原子力発電所における耐震安全性確保の基本的な考え方や仕組み等</p> <p>なお、本書証は平成19年7月に作成されたものであり、1頁「原子力発電所における地震への備え（安全確保のしくみと耐震設計）」は、原子力規制委員会発足前の規制当局等を前提とした記載となっている。</p>
疎丙 62	大飯発電所 地盤（敷地周辺、敷地近傍の地質・地質構造）について	写し	H27. 3. 13	参加人	本件発電所周辺の「震源特性」に関するデータ等

疎丙 63 の1	大飯発電所、高浜発電所 F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層の連動に関する調査結果 コメント回答	写し	H25. 12. 18		
疎丙 63 の2	大飯発電所、高浜発電所 F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層の連動に関する調査結果 別添資料集	写し	H25. 12. 18		参加人が、様々な調査結果から F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層が連動しないと判断していること等
疎丙 64 の1	大飯発電所、高浜発電所 F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層の連動に関する調査結果 コメント回答	写し	H25. 11. 1		原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の第3回評価会合（平成25年1月16日）において、東洋大学社会学部教授の渡辺満久氏が提出した資料の内容
疎丙 64 の2	大飯発電所、高浜発電所 F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層の連動に関する調査結果 別添資料集	写し	H25. 11. 1		
疎丙 65	大飯発電所、高浜発電所 敷地周辺の活断層評価について コメント回答	写し	H26. 1. 29		
疎丙 66	大飯原子力発電所敷地内の活断層（2） (抜粋)	写し	H25. 1. 16	渡辺満久	
疎丙 67	大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第3回評価会合 議事録（抜粋）	写し	H25. 1. 16	原子力規制委員会	同会合（平成25年1月16日）における議事の内容
疎丙 68	広島大学名誉教授 中田高様からの資料提供	写し	H25. 5. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会の「大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」の第4回会合（平成25年5月10日）において、広島大学教授の中田高氏が提出した資料の内容
疎丙 69	大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合 第4回 議事録（抜粋）	写し	H25. 5. 10	原子力規制委員会	同会合（平成25年5月10日）における議事の内容

疎丙 70	小浜湾周辺の活断層 －若狭湾の原子力発電所と活断層－	写し	H25. 5. 10	渡辺満久 中田高	上記会合（平成 25 年 5 月 10 日）において、渡辺満久氏及び中田高氏が提出した資料の内容
疎丙 71	大飯発電所、高浜発電所 F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層の連動に関する調査結果	写し	H25. 10. 2	参加人	原子力規制委員会の「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の第 27 回審査会合（平成 25 年 10 月 2 日）において参加人が提出した資料の内容
疎丙 72	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 27 回議事録（抜粋）	写し	H25. 10. 2	原子力規制委員会	同会合（平成 25 年 10 月 2 日）における議事の内容
疎丙 73	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 41 回議事録（抜粋）	写し	H25. 11. 1	原子力規制委員会	同会合（平成 25 年 11 月 1 日）における議事の内容
疎丙 74	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 59 回議事録（抜粋）	写し	H25. 12. 18	原子力規制委員会	同会合（平成 25 年 12 月 18 日）における議事の内容
疎丙 75	サイト敷地の地下構造の詳細な把握の必要性について（抜粋）	写し	H25. 5. 10	原子力規制委員会	新規制基準において、新潟県中越沖地震や平成 21 年（2009 年）8 月 11 日の駿河湾の地震から得られた知見を踏まえ、原子力発電所敷地周辺の地質構造や地下構造の詳細な評価が求められることとなったこと
疎丙 76	産業技術総合研究所ウェブサイト「活断層データベース」起震断層・活動セグメント検索	写し	R3. 4 ウェブサイトより取得	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	F O - A ~ F O - B 断層（「鋸崎沖活動セグメント」）、熊川断層（「熊川活動セグメント」）及び上林川断層（「上林川活動セグメント」）について、いずれも分類（「断層型」）は横ずれ断層（「左横ずれ」、「右横ずれ」）であり、断層傾斜角（「一般傾斜」）は 90° であるとされていること

疎丙 77	大飯発電所地盤モデルの評価について	写し	H26. 3. 5	参加人	本件発電所周辺の「震源特性」、地下構造による「地盤の增幅特性(サイト特性)」に関するデータ
疎丙 78	九州地域の活断層の長期評価（第一版）	写し	H25. 2. 1	地震調査研究推進本部 地震調査委員会	地震調査研究推進本部が、D90 を地震発生層の下限としていること
疎丙 79	国立研究開発法人防災科学技術研究所ウェブサイト「地震ハザードステーション」用語集（抜粋）	写し	R3. 4 ウェブサイトより取得	国立研究開発法人防災科学技術研究所	一般的に、地震基盤面より浅い部分では、地表に近づくにつれて S 波速度の小さい層となり、地震波が増幅される一方、地震基盤面から深さ十数 km までの部分では、地震波は増幅しないとされていること
疎丙 80	岩盤における設計用地震動評価手法（耐専スペクトル）について	写し	H19. 8. 24	独立行政法人原子力安全基盤機構	耐専式の概要
疎丙 81	活断層から発生する地震の規模と周期について	写し	S50	松田時彦	地震のマグニチュード M と活断層長さ L との関係を表す経験式
疎丙 82	耐専スペクトルの適用性検討（内陸地殻内地震を対象とした追加検討内容）	写し	H21. 5. 22	東京電力株式会社	耐専式の作成にあたって基礎とされた地震観測記録群及び作成後同式の適用性の確認に用いられた地震観測記録群には、等価震源距離が「極近距離」（マグニチュード 8 なら 25km、マグニチュード 7 なら 12km 等）よりも著しく短い場合の地震観測記録は含まれていないこと

疎丙 83	大飯発電所 地震動評価について	写し	H26. 5. 9	参加人	<p>耐専式について、震源からの距離が近づくにつれて、実際の地震動に比べて大きな評価結果が得られる傾向があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Fukushima&Irikura, 1997 (本書証 40 頁の右側グラフ)において、横軸は震源からの距離、縦軸は最大加速度を表すところ、兵庫県南部地震による最大加速度(観測値)は、震源からの距離が近づくにつれて、その増加の度合いが低下している。 ・一方、本書証 40 頁の左側グラフは、耐専式における等価震源距離と最大加速度の関係を、横軸を等価震源距離、縦軸を最大加速度で表すところ、等価震源距離が近づくにつれて最大加速度の増加の度合いが増している。
疎丙 84	原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-2015 (抜粋)	写し	H28. 3. 30	一般社団法人日本電気協会原子力規格委員会	耐専式を内陸地震に適用する際には、低減係数である補正係数(内陸補正係数)を乗じて補正するものとされていること等
疎丙 85	シナリオ地震の強震動予測	写し	H13	入倉孝次郎 三宅弘恵	断層面積(S)と地震モーメント(M_0)との関係式(以下、「入倉・三宅式」という)に関する論文の内容
疎丙 86	震源を事前に特定できない内陸地殻内地震による地震動レベル-地質学的調査による地震の分類と強震観測記録に基づく上限レベルの検討-	写し	H16	加藤研一 宮腰勝義 武村雅之 井上大榮 上田圭一 壇一男	参加人が、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に用いている論文の内容
疎丙 87	高浜発電所・大飯発電所 地震動を特定せず策定する地震動について	写し	H25. 12. 25	参加人	本件発電所の「震源を特定せず策定する地震動」の評価方法について

疎丙 88	物理探査・室内試験に基づく 2004 年留萌支庁南部の地震による K-NET 港町観測点 (HKD020) の基盤地震動とサイト特性評価	写し	H25. 12	佐藤浩章 芝良昭 東貞成 功刀卓 前田宣浩 藤原広行	平成 16 年 (2004 年) 12 月 14 日に北海道留萌支庁南部で発生した地震での HKD020 (港町観測点) における観測記録に関して、ボーリング調査や P S 検層の結果をもとに地表から解放基盤表面と評価できる固さを有する岩盤面 (基盤面) の深さまでの地下構造を検討・評価した上で、同基盤面における地震動が推定されていること等
疎丙 89	原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007（抜粋）	写し	H19. 9. 30	一般社団法人日本原子力学會	参加人が基準地震動の年超過確率の参照に用いている民間規格は、一般社団法人日本原子力学会が、原子力発電所の安全性と信頼性を確保する等の観点から、原子力発電所の設計等において実現すべき技術のあり方を定めた標準であること等
疎丙 90	原子力施設の耐震設計指針における地震動評価に関する現状－ I A E A および U S . N R C の動向－	写し	H21. 10	中島正人 伊藤洋 平田和太	国際原子力機関 (I A E A) が、設計用地震動の策定方法について、米国の基準や手法を参考にしつつ、原子力発電所の設計用地震動として 2 段階の耐震レベルを想定しており、より厳しい「 S L - 2 」は、国や地域にもよるもの、概ね年超過確率 10^{-3} ~ 10^{-4} に対応するものとなっていること

疎丙 91	IAEA安全基準 「原子力発電所の安全：設計」について	原本	R3. 4	参加人	<ul style="list-style-type: none"> ・ IAEA安全基準「原子力発電所の安全：設計」について、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓・知見を基に見直しが行われ、2016年2月に改訂版が発行されたこと、 ・ 見直し後の安全基準において、原子力発電所のプラント全体としての安全性を確保するためには重要度に応じて要求の程度を変化させる方法（グレーディッドアプローチ）が有効であるとの考え方が、福島第一原子力発電所事故の教訓・知見を踏まえてもなお変更されていないこと
疎丙 92	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	写し	H2. 8. 30 (H13. 3. 29 一部改訂)	原子力安全委員会	原子力発電所の安全設計評価に係る要求事項等
疎丙 93	原子力発電所耐震設計技術規程 JEAC4601-2008 (抜粋)	写し	H21. 12. 25	一般社団法人 日本電気協会 原子力規格委員会	原子力発電所の機器・配管系の耐震設計に関して、エネルギー吸収効果を見込んだ設計法が示されていること等
疎丙 94	原子力発電施設信頼性実証試験の現状 昭和 59 年 (抜粋)	写し	S59. 11	財団法人 原子力工学試験センター 財団法人発電用熱機関協会	原子力発電施設耐震信頼性実証試験は、学識経験者の積極的な指導と、電力、電機、建設等各業界の援助を得て実施されたものであり、同試験の計画・実施にあたっては、関係分野における学識者及び経験者を構成員とする耐震信頼性実証試験実施委員会が財団法人原子力工学試験センター内に設置され、調査・立案・検討・評価が行われたこと